

## 介護保険条例等施行規則 新旧対照表

現行	改正案
<p>(特別徴収対象被保険者に適用される保険料率に変更される場合の徴収方法)</p> <p>第 21 条 (第 1 項省略)</p> <p>2 区長は、特別徴収対象被保険者に係る当該年度の保険料額が法第 136 条第 1 項の規定による特別徴収義務者に対する通知が行われた後に減額された場合においては、<u>特別徴収の方法による徴収を行わないものとし、減額後の保険料額から既に納期の到来した特別徴収の方法により徴収する保険料額を控除して得た額を、普通徴収の方法により徴収するものとする。</u></p>	<p>(特別徴収対象被保険者に適用される保険料率に変更される場合の徴収方法)</p> <p>第 21 条 (第 1 項省略)</p> <p>2 区長は、特別徴収対象被保険者に係る当該年度の保険料額が法第 136 条第 1 項の規定による特別徴収義務者に対する通知が行われた後に減額された場合においては、<u>減額後の保険料額から特別徴収の方法による徴収に係る保険料額を控除して得た額を、普通徴収の方法により徴収するものとする。</u></p>